

令和元年度 大阪市奨学費奨学生(返還義務なし)募集要項

資格	<p>令和2年7月1日現在下記の①～④全ての要件を満たす方</p> <p>① 高等学校等に在学する生徒</p> <p>② 大阪市の区域内に住所がある生徒※大阪市住民基本台帳に登録されている方</p> <p>③ <u>市民税非課税世帯に属する生徒</u></p> <p>又は、児童相談所長が措置を要すると認め都道府県知事(政令指定都市にあっては市長)に報告を行い、都道府県(政令指定都市)による児童福祉法第27条第1項第3号の措置のうち、児童養護施設入所者及び里親に委託されている方</p> <p>ただし、<u>生活保護法で、高等学校等就学費の給付を受けている方は対象外です。</u></p> <p>④ 学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒</p> <p><u>令和元年度末より進級できなかった生徒(原級留置)は、申請できません。</u></p>
支給額等	<p>(1) 大阪市奨学費支給上限額と支給決定</p> <p>本奨学費の要件を満たすご家庭は、大阪府「奨学のための給付金」の要件も満たしている場合が多いです。(児童福祉施設入所者・里親委託者は除く)</p> <p>保護者が大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合は、大阪府への申請の有無にかかわらず、府の給付金額を控除した金額が市奨学費の支給上限額になります。このため、<u>大阪府「奨学のための給付金」の対象となる方は、必ず大阪府へ申請してください。例年は6月下旬に事務室より案内があります。</u></p> <p>→具体的には大阪市奨学費の支給上限額は1学年の生徒で年額3500円となります。(第1子のみ ※裏面①参照)</p> <p>(2) 支給対象品目 ※裏面②参照</p> <p>入学または学校教育に要した費用(授業料を除く。)について支給します。 授業料・修学旅行積立金を除き、学習に必要な物品等を購入した領収書等を提出し、教育委員会が認定した金額を支給額の範囲内で支給します。</p> <p>※ 領収書等の購入(支払)年月日は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までのものに限りです。</p> <p>※ 学習資金の請求時には、<u>領収書等の証拠書類の提出が必要</u>となりますので、領収書等を保管しておいてください。<u>領収書は支給が決定された時点で必要になります。</u></p>
出願方法	<p>① 6月13日(土)までに下の学内申請書を担任に提出する</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 担任より「奨学費受給申請書」を受け取る。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 7月1日(水)までに添付書類を付けて「奨学費受給申請書」を担任に提出する。</p> <p>◇同意に基づく税情報取得により、「市民税・府民税証明書」添付が省略できます。</p> <p>◇同意はあくまでも任意であり、<u>同意する・しないが選定に影響を与えるものではありません。</u></p>
注意	<p>① 奨学金は申請したら必ず給付されるとは限りませんことを、御了承頂きますようお願いいたします。</p> <p>② なお「大阪市奨学費奨学生」は毎年度ごとの申請となっております。</p>

.....切り取り線.....

大阪市奨学費奨学生学内申請書

6月13日(土)締め切り

担当 秋山までお願いします

()年()組()番 名前()

①

支給額等

(1) 大阪市奨学費支給上限額と支給決定

第1学年（入学年度に限る。）は年額107,000円以内、それ以外の生徒は年額72,000円以内ですが、保護者が大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合は、大阪府への申請の有無にかかわらず、府の給付金額を控除した金額が市奨学費の支給上限額になります。大阪府「奨学のための給付金」の対象となる方は、必ず大阪府へ申請してください。

府の給付金額が市奨学費を上回る場合は、大阪市奨学費は支給されません。

大阪府「奨学のための給付金」以外の「給付型奨学金」を受給する方は、併給調整（支給停止・減額）を行います。

大阪府「奨学のための給付金」（年額） 府民税・市民税所得割額非課税世帯の場合 令和2年度予定額			府給付金控除後の 大阪市奨学費の支給上限額		
			第1学年 (入学年度のみ)	左記以外の 学年	
国公立	全日制 定時制	第1子	84,000円	23,000円	0円
		*第2子以降	129,700円	0円	0円
	通信制		36,500円	70,500円	35,500円
私立	全日制 定時制	第1子	103,500円	3,500円	0円
		*第2子以降	138,000円	0円	0円
	通信制		38,100円	68,900円	33,900円

〈例〉国公立
全日制・定時制
第1学年
第1子
107,000-84,000
=23,000円
第2子以降
107,000-129,700
=-▲22,700円
=0円

*第2子以降とは、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合があります。
a 兄又は姉が高等学校等に在学する場合
b 兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合（働いていないこと）
当該兄弟姉妹は親権者に扶養されていることが必要です。
養子縁組していない再婚相手や祖父母等、親権者以外に扶養されている場合は、第2子以降には該当しません。

奨学のための給付金の生活保護（生業扶助）受給世帯への支給額は、国公立32,300円、私立52,600円です。

(2) 支給対象品目（P3の「大阪市奨学費対象品目一覧表」をご覧ください。）

入学又は学校教育に要した費用（授業料を除く。）について支給します。

※ 領収書等、費用を証明する書類が必要です。

※ 技能連携制度により、高等学校と専修学校の両方に在籍している場合は、専修学校にかかる費用は対象外となります。

②

大阪市奨学費対象品目一覧表

1 第1学年（令和2年度に入学した者）の生徒のみ

※領収書等は申請年度の入学に要したものに限り、ます。

項目	具体的品目
入学検定料	高等学校又は高等専門学校への入学検定料 ※複数校の検定料も可（公立私立の併願等）
入学料	入学した高等学校又は高等専門学校の入学金 ※入学した学校のみ

2 全奨学生

※領収書等の購入（支払）年月日は、申請年度の入学又は進級の年の2月1日から翌年1月31日までのものに限り、ます。

項目	具体的品目
教科書費	授業で使用する教科書、副読本、ワークブック、辞典（電子辞書）等
学用品費	授業で使用する文房具類、上履き等（めがね、コンタクトレンズは対象外）
実習材料費	授業で使用する体育用品（体操服、運動靴等）、楽器、製図・技術用具、裁縫用具、調理用の材料などの実習費等（部活動にかかる費用は除く）
教科外活動費	遠足・社会見学などの行事費、宿泊を伴う行事費（ただし、修学旅行は除く）等 ※部活動にかかる費用は対象外
通学費	通学のための交通費（令和2年4月1日からの分） ※定期券の写し ※PiTaPaについては、交通機関を利用した日付や区間がわかる利用明細が必要で、通学用自転車購入費・駐輪場代等（学校から許可を受けている場合のみ）
通学用品費	学生服、ブレザー、ネクタイ、シャツ、ブラウス、通学用かばん、通学用靴（学校指定又は学校が認めている物に限る） 水筒（弁当箱は対象外）、傘、レインコート、防寒具等 ※私服、靴下、肌着は対象外
学校納付金 (学校徴収金)	学年費、学級費、生徒会費、PTA会費、同窓会費、日本スポーツ振興センター共済掛金等 空調使用料、学校で使用するロッカー代、施設整備費（授業料相当でないもの） ※学校納付金が引き落としの場合は、引き落とし金額がわかる部分の通帳のコピーと学校からのお知らせ等が必要です

「留意事項」

- ・大阪市奨学費を請求する際は、購入内容を証明するレシート・領収書等が必要です。
- ・レシート・領収書等は、品名・購入年月日・金額・購入先・宛名の記載及び領収書の領収印の漏れが無いことを必ず確認してください。
- ・領収書の内容が不明な場合は、大阪市教育委員会が購入店に問い合わせることがあります。
- ・虚偽の申請であることが判明した場合、全額支給の決定を取り消すことがあります。